

Ⅲ 利用者負担基準について



厚生労働大臣が定める利用者負担基準の骨格について

利用者負担については、負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分について負担能力に応じて主たる扶養義務者からの負担を求めることとしている（身障法第17条の4第2項第2号及び第17条の10第2項第2号、知障法第15条の5第2項第2号及び第15条の11第2項第2号、児福法第21条の10第2項第2号）。

利用者負担額の具体的な決定については、平成15年度の予算編成過程において行われるものであるが、現段階で考えられる骨格は次のとおりである。

1 扶養義務者の範囲について

- 現行の措置施設における費用徴収制度を踏まえ、その扶養義務者の取扱いを超えない範囲で設定する。
- 施設訓練等支援及び居宅生活支援について、整合性を持った取扱いになるように設定する。

支援費制度における主たる扶養義務者（案）

①施設訓練等支援（身体障害者、知的障害者）

- 利用者が20歳以上の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者

- 利用者が20歳未満の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者、父母及び子のうち最多納税者

②居宅生活支援（身体障害者、知的障害者、障害児）

- 利用者が20歳以上の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者

- 利用者が20歳未満の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者、父母及び子のうち最多納税者

2 負担能力の判定方法について

- 身体障害者及び知的障害者に係る施設訓練等支援の利用者本人分については、利用者本人の前年の収入から必要経費を控除した額に基づき判定する。
- 身体障害者及び知的障害者に係る居宅生活支援の利用者本人分については、利用者本人の前年の所得税額等に基づき判定する。
- 身体障害者及び知的障害者に係る施設訓練等支援・居宅生活支援の扶養義務者分については、主たる扶養義務者の前年の所得税額等に基づき判定する。
- 障害児に係る居宅生活支援については、障害児及び主たる扶養義務者の前年の所得税額等の合算額に基づき判定する。

3 利用者負担額の設定について

- 施設訓練等支援の利用者負担額については、現行の費用徴収制度における費用負担額と比べて、著しく異なることのないよう、十分配慮して設定する。
 - ・ 階層区分（1～40階層、A～D14）及び負担基準月額については、現行の費用徴収制度と同様とする。
 - ・ 暫定措置としての負担基準月額の上限については、平成8年度以降据え置いていることから、その間の施設における生活費のアップ率を考慮して所要の改定を図る。
なお、指定知的障害者通所寮については、更生施設、授産施設の通所者と同額とする
 - ・ あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等養成施設及び旧重度身体障害者更生援護施設の「入所後3年」を「入所後5年」とする規程を廃止する。
ただし、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等養成施設及び旧重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者については、経過措置として、「入所後3年」を「入所後5年」と読み替える。
- 居宅生活支援の利用者負担額については、低所得者に配慮し、所得に関わらず必要なときに必要なサービスが利用できるよう、居宅介護を利用する場合30分当たり、デイサービス及び短期入所を利用する場合1日当たりの単位ごとに負担能力に応じた負担額を設定する。
なお、その際、利用者負担額がその支給量に応じて著しく増大しないよう、負担能力に応じた階層区分ごとに、居宅生活支援の利用者負担総額について、上限月額を設定する。

具体的な基準額表については、次のように考えている。

①施設訓練等支援費の利用者本人分（案）

別表 1

対象収入等による階層区分		負担基準月額	
		入所者	通所者
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）	0円	0円
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)			
2	0円 ～ 270,000円	0	0
3	270,001 ～ 280,000	1,000	500
4	280,001 ～ 300,000	1,800	900
5	300,001 ～ 320,000	3,400	1,700
6	320,001 ～ 340,000	4,700	2,300
7	340,001 ～ 360,000	5,800	2,900
8	360,001 ～ 380,000	7,500	3,700
9	380,001 ～ 400,000	9,100	4,500
10	400,001 ～ 420,000	10,800	5,400
11	420,001 ～ 440,000	12,500	6,200
12	440,001 ～ 460,000	14,100	7,000
13	460,001 ～ 480,000	15,800	7,900
14	480,001 ～ 500,000	17,500	8,700
15	500,001 ～ 520,000	19,100	9,500
16	520,001 ～ 540,000	20,800	10,400
17	540,001 ～ 560,000	22,500	11,200
18	560,001 ～ 580,000	24,100	12,000
19	580,001 ～ 600,000	25,800	12,900
20	600,001 ～ 640,000	27,500	13,700
21	640,001 ～ 680,000	30,800	15,400
22	680,001 ～ 720,000	34,100	17,000
23	720,001 ～ 760,000	37,500	18,700
24	760,001 ～ 800,000	39,800	19,900
25	800,001 ～ 840,000	41,800	20,900
26	840,001 ～ 880,000	43,800	21,900
27	880,001 ～ 920,000	45,800	22,900
28	920,001 ～ 960,000	47,800	23,900
29	960,001 ～ 1,000,000	49,800	24,900
30	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800	25,900
31	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400	27,200
32	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100	28,500
33	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800	29,900
34	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400	31,200
35	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100	32,500
36	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100	34,500
37	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100	36,500
38	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100	38,500
39	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100	40,500
40	1,500,001円以上	81,100円+(150万円超過額×0.9÷12月) (100円未満切捨て)	40,500円+(150万円超過額×1/2×0.9÷12月) (100円未満切捨て)

備考

上表にかかわらず、暫定措置として、次に掲げる額を負担基準月額の上限とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所者	通所者	入所者	通所者
指定身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
指定知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定知的障害者通勤寮	16,000円		26,500円	

ただし、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の養成施設及び旧重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者については、「入所後3年」を「入所後5年」とする。

- (注1) この表における「対象収入額」とは、前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、日用品等の必要経費の額を控除した額をいう。
- (注2) 負担基準月額が、その月におけるその利用者に係る支援費基準により算定した額を超える場合には、この表にかかわらず、その算定された額とする。

②施設訓練等支援費の扶養義務者分（案）

別表2

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負担基準月額	
			入 所 者	通 所 者
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税		0	0
C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	2,200	1,100
C 2	税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	3,300	1,600
D 1	A階層及び	30,000円以下	4,500	2,200
D 2	B階層を除き	30,001 ～ 80,000円	6,700	3,300
D 3	前年分の所得	80,001 ～ 140,000	9,300	4,600
D 4	税課税の者で	140,001 ～ 280,000	14,500	7,200
D 5	あって、その	280,001 ～ 500,000	20,600	10,300
D 6	税額の年額区	500,001 ～ 800,000	27,100	13,500
D 7	分が次の額で	800,001 ～ 1,160,000	34,300	17,100
D 8	ある者	1,160,001 ～ 1,650,000	42,500	21,200
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	51,400	25,700
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	61,200	30,600
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	71,900	35,900
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	83,300	41,600
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	95,600	47,800
D14		6,270,001円以上	その月におけるその利用者に係る支援費基準により算定した額	その月におけるその利用者に係る支援費基準により算定した額

備考

上表にかかわらず、暫定措置として、次に掲げる額から別表1により算定した額を控除した額を負担基準月額の上限とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所者	通所者	入所者	通所者
指定身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
指定知的障害者更生施設	32,000円	16,000円		
指定知的障害者授産施設	32,000円	16,000円		
指定知的障害者通勤寮	16,000円			

ただし、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の養成施設及び旧重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者については、「入所後3年」を「入所後5年」とする。

(注) 負担基準月額が、その月におけるその利用者に係る支援費基準により算定した額（その利用者が別表1により負担する場合には、当該利用者に係る負担基準月額を控除した残額）を超える場合には、この表にかかわらず、その算定した額とする。

③居宅生活支援費の利用者本人分（障害児を除く）及び扶養義務者分（案）

税額等による階層区分		上限月額	負担基準月額			
			居宅介護 30分当たり	デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり	
A	生活保護法による被保護者 (単給を含む)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税 非課税	0	0	0	0	0
C 1	A階層及びB階層 を除き 当該年度分の市町村民税 所得割非課税 (均等割のみ課税)	1,100	50	100	100	
C 2	前年分の 所得税非 課税の者 当該年度分の市町村民税 所得割課税	1,600	100	200	200	
D 1	A階層及 びB階層 を除き 前年分の 所得税課 税の者で あって、 その税額 の年額区 分が次の 額である 者	30,000円以下	2,200	150	300	300
D 2		30,001 ~ 80,000円	3,300	200	400	400
D 3		80,001 ~ 140,000	4,600	250	500	600
D 4		140,001 ~ 280,000	7,200	300	700	1,000
D 5		280,001 ~ 500,000	10,300	400	1,000	1,400
D 6		500,001 ~ 800,000	13,500	500	1,300	1,800
D 7		800,001 ~ 1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D 8		1,160,001 ~ 1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D 9		1,650,001 ~ 2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D10		2,260,001 ~ 3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D11		3,000,001 ~ 3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D12		3,960,001 ~ 5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D13		5,030,001 ~ 6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D14		6,270,001円以上				

(注1) 各サービスごとの利用者本人の負担基準月額が、その月におけるその利用者
に係る支援費基準により算定した額を超える場合には、この表にかかわらず、
その算定した額とする。

(注2) 各サービスごとの扶養義務者の負担基準月額が、その月におけるその利用者
に係る支援費基準により算定した額（その利用者が本表により負担する場合に
は、当該利用者に係る負担基準月額を控除した残額）を超える場合には、この
表にかかわらず、その算定した額とする。